

成立学園中学・高等学校 学校いじめ防止基本方針

項目		
基本的な考え方等		
第1 いじめ防止基本方針の策定等	1 いじめ防止基本方針の策定	
	2 いじめ対策委員会(仮称)の設置	
第2 いじめ防止	1 いじめ防止等への啓発活動	
	2 道徳心及び体験活動等の充実	
	3 教職員の資質向上に係わる措置	
	4 いじめを許さないルール作り(校則)※	
第3 いじめの早期発見	1 相談体制の整備	
	2 定期的な調査その他の必要な措置	
	3 各クラスにおける定期的な二者面談の実施	
	4 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置	
	5 養護教諭・スクールカウンセラー・各学年からの情報収集	
第4 いじめへの対処	1 事実の有無の確認を行うための措置等	(1) 事実確認の措置
		(2) 設置者への報告
	2 いじめがあったことが確認された事案への措置	(1) いじめを受けた生徒等への支援
		(2) いじめを行った生徒への対応
		(3) 保護者間での情報の共有等
		(4) 警察等との連携
		(5) ルール適用の判断※
	3 重大事態への対処	(1) 重大事態調査委員会(仮称)の設置
		(2) 諸関係者への報告と連携
		(3) いじめを受けた生徒への対応
(4) 学校設置者・東京都への報告		
4 いじめへの対処に係わる流れ	-	
第5 学校の基本方針の評価		

※上記基本方針並びに以下の取り組みは東京都私学行政に基づくものとする

「成立学園中学・高等学校いじめ防止対策基本方針」

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

学校は、上記理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

基本的な方針(以下「学校の基本方針」という。)は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

2 いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

校長、教頭、その他の教職員等

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・ いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・ いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・ その他いじめの防止等に関すること。

第2 いじめ防止

1 いじめ防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、SNSを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

2 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

3 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

4 いじめを許さないルール作り(校則)

いじめを絶対許さぬ姿勢を示し、抑止力を上げると共に、校則等のルール作りに着手する。
(※起こさせないためのルール作りを主とする)

第3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3 各クラスにおける定期的な二者面談の実施

問題を未然に、大きな事案となる前に防ぐためにも初期段階での把握は必須である。

4 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

5 養護教諭・スクールカウンセラー・各学年からの情報収集

大きな事案に発展しそうな場合、守秘義務を理解した上で、生徒の安全を第一に情報を共有する。

第4 いじめへの対処

1 事実の有無の確認を行うための措置等

- (1) 事実の有無の確認を行うための措置
必要に応じて質問票の使用や聴取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。
- (2) 学校の設置者への報告
調査結果について、学校設置者に報告をする。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

- (1) いじめを受けた生徒等への対応
 - ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
 - ・ 必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
- (2) いじめを行った生徒等への対応
 - ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- (3) 保護者間での情報共有等
いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。
- (4) 警察等の刑事司法機関との連携
いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。
- (5) ルール適用の判断※
停学・退学を含めた判断を状況に応じて対応する。

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態調査委員会の設置
(趣旨)
法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を、学校に設置する。
(構成)
校長、教頭、その他の教職員等
(設置期間)
調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。
(所掌事項)
調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。
- (2) 諸関係者への報告と連携
顧問弁護士、有識者と必要に応じて連絡を取り、連携を図る。
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者への対応
調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者から申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。
- (4) 学校設置者及び東京都(私学部)への報告
重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び東京都(私学部)に、その旨を報告する。
重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び東京都(私学部)と連携して、協力して対応を行う。

4 いじめへの対処に係る流れ

学校における、いじめへの対処に係る流れについて、別紙の通りと定める。

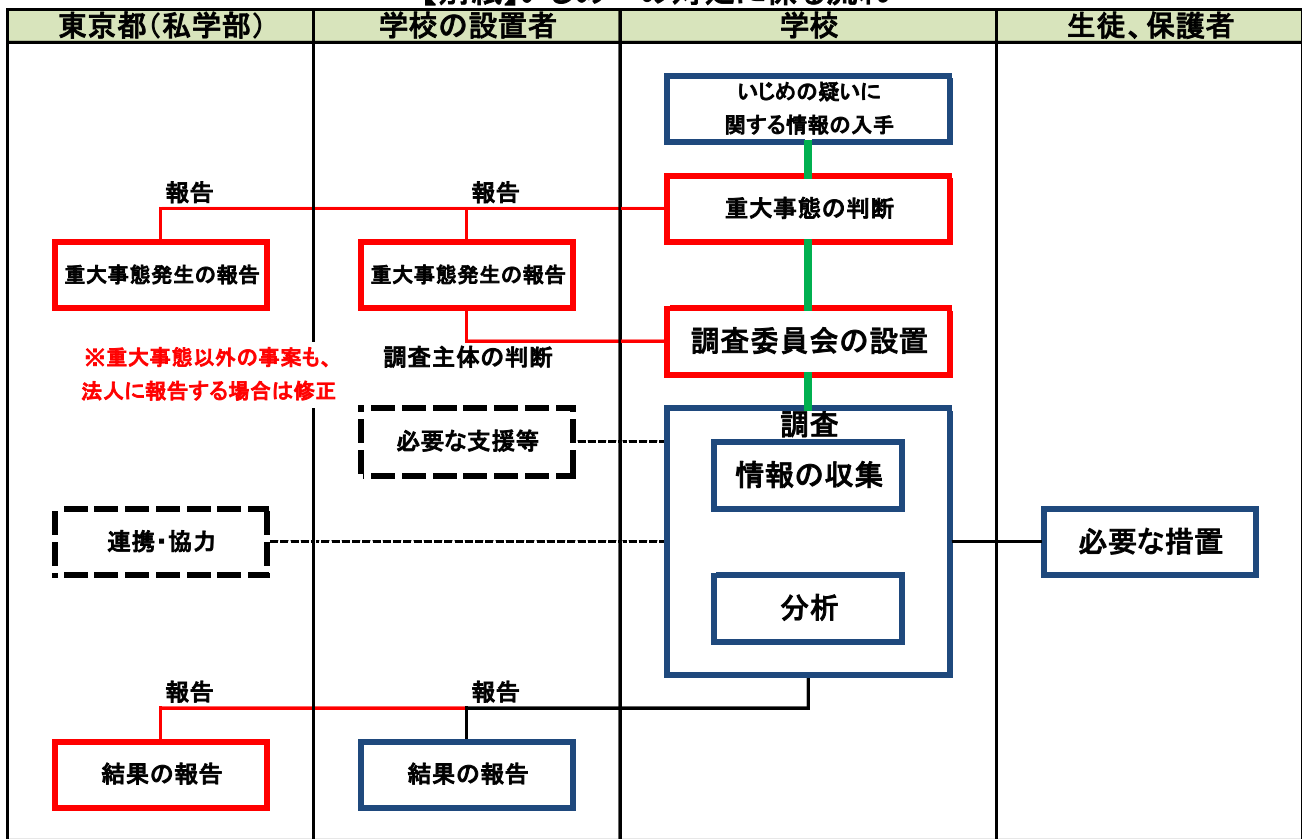
第5 学校基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

〈インターネットサイト・SNSの利用について〉

- ① 携帯電話・スマートフォン・パソコン・iPad等の情報通信機器を使い、インターネット上で書き込みをする際は、住所（自宅や学校の最寄駅名）や学校名、メールアドレス、携帯番号など、個人情報がわかるようなことは書かないこと。また写真をアップする際は、個人、自宅を特定できるような背景、自家用車のナンバーなどが写っていないか、よく確認すること。そして自分だけでなく、他人の個人情報も出ないように気をつけること。
- ② 学校の許可なく本校生であると判る内容の表記を記載・掲載した場合は、厳重に指導します。「本校生であることが判る内容」とは、本校の制服を着用した写真の掲載や、本校・本校生徒の特徴を書き込み、間接的に多くの人に本校生徒と判ってしまう表現を指します。
- ③ 他人のプライバシーに関わる内容（氏名・住所・顔写真・学校名など、その人だと特定できる内容）の表記を記載、写真を掲載した場合、または他人を誹謗中傷する内容の表記を記載・掲載した場合は、厳重に指導します。
- ④ インターネット・ブログ・SNS等への記載・掲載事項の表現が、他人を誹謗中傷するものであったり、精神的苦痛を与える悪質な内容であると判断される場合、個人名がなくても指導の対象となります。
- ⑤ インターネット・ブログ・SNS等への記載・掲載事項が原因として発生した訴訟（被害届など）の責任は、全て保護者が負うこととします。

【別紙】いじめへの対処に係る流れ



※赤枠の箇所は、重大事態への対処に係る事項